

平成18年(2006年)10月13日

建設委員会資料

都市整備部土木担当

特別区道路線の認定について

道路法に基づき、以下のとおり特別区道路線の認定（以下「路線認定」という）を行う。

1. 路線認定の理由

本路線は大和町二丁目、大和町四丁目、若宮一丁目及び若宮二丁目地区内の妙正寺川河川管理用通路であり、特別区道路線と特別区道路線を結ぶ幅員4.00mの道路である。

管理区域も明確となっており、区の特別区道認定基準に適合しているので特別区道路線として認定する。

2. 路線認定の対象路線

(1) 第84号議案

路線番号	41-840
位置	起点 中野区大和町四丁目482番18 終点 中野区大和町四丁目449番5
延長	174.70m
幅員	4.00m

(2) 第85号議案

路線番号	41-850
位置	起点 中野区大和町二丁目449番2 終点 中野区大和町二丁目437番7
延長	111.40m
幅員	4.00m

(3) 第86号議案

路線番号	42-1290
位置	起点 中野区若宮二丁目546番3先 終点 中野区若宮二丁目563番1先
延長	173.30m
幅員	4.00m

(4) 第87号議案

路線番号	42-1300
位置	起点 中野区若宮一丁目563番13 終点 中野区若宮一丁目576番16
延長	116.70m
幅員	4.00m

3. 路線認定後の管理

道路法に基づき区が管理を行う。

